

# 各政令指定都市における区民会議等の設置状況について

参考資料 1

	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市
区民会議設置区数	10区 / 全10区	設置していない	10区 / 全10区	6区 / 全6区	7区 / 全7区
名称	〇区区民協議会等、区毎に異なる。		区民会議	区民対話会	区民会議
設置根拠	区民協議会設置・運営要綱など (区により異なる)		区民会議及び市民活動ネットワークに関する基本方針(全市統一) 区民会議設置要綱 (区により異なる)	〇区区民対話会実施要綱 (区により異なる)	自治基本条例、区民会議条例、区民会議条例施行規則、各区区民会議要綱 ※要綱は区により異なる。
位置づけ(諮問の有無)	連絡調整・情報共有機関等 (諮問なし)		協議会 (諮問なし)	対話会 (諮問なし)	附属機関(諮問なし)
会議の形態	行政主導型・区民自発型 (区により異なる)		行政主導型 ※区民自発型となる場合もあり得る	行政主導型	行政主導型
設置年月日	区により異なる		平成15年5月1日	平成22年4月	平成18年4月もしくは7月(区により異なる)
議会議員の就任	区により異なる		不可	不可	不可(参与として参加)
・可の場合、実際の就任の有無	なし		—	—	—
・就任有の場合の肩書	—		—	—	—
委員数	20人 ~ 120人程度 (区により異なる)		20人程度	10~50人程度 (区及び回により異なる)	20人以内
委員構成	連合町内会、連絡協議会、校長会、NPO団体、地域団体等		各種団体又は市民活動団体推薦委員、公募委員、区長推薦委員、学識経験者等	町内自治会関係者、消防団員、自主防災組織、大学教授・学生、PTA会長等	団体推薦(区民会議施行規則に定める分野で活動している団体)、区長推薦、公募
委員の選任方法	学校、町内会、企業等、地域関係団体から幅広く選任するなど、地域の状況により区毎に異なる。		居住地域や男女のバランスに配慮するとともに、各種団体、企業、学識経験者、外国人、公募など、区の特徴・特性を生かした幅広い人材の選出に努める。委員は区長が委嘱する。	区長による指名、団体からの推薦、公募等 (区及び回により異なる)	市長が委嘱
任期	委員として任命していない区は任期無(要綱により委員・役員の任期を定めている区も有)		2年	なし	2年
委員の再任の可否	可		可	可	可
・再任の回数	区により異なる		1回	上限なし	
・通算在任期間の上限	区により異なる		4年	なし	通算10年を超えない範囲で再任可
公募委員の有無	なし		あり	あり	あり
・選任方法	—		論文、面接	広報紙、ホームページによる募集。多数の場合は抽選。 (区及び回により異なる)	区に選考委員会を設置し審査を行う
報酬の有無	なし		なし	区により異なる。	あり
・報酬額	—				
・支給する範囲	—		※ ただし、予算の範囲内で会議への出席に対し、交通費程度を支給することができる	区によっては、専門有識者(大学教授等)に対し、1回につき最大20,000円までの謝礼を支給している。	全体会: 8,000円 専門部会: 2,000円
費用弁償の有無	なし		なし	なし	なし
・費用弁償額	—		—	—	—
・支給する範囲	—		—	—	—
役割・審議内容	・選定されたテーマや各団体の活動内容について情報を共有。 ・地域課題を把握し意見交換を行う。 ・情報共有や意見交換を受け、それぞれの関係団体が活動・実践したり、区と協働で活動に取り組む。 ・区民協議会の検討や取組を、区の予算の執行に反映させる		・地域特性を生かした参加と協働による区政を実現するため、区民が主体となって、区内のさまざまな課題等を協議する場。 ・協議内容は、区が主体的に取り組むべき地域課題等を基本とする。	・選定されたテーマについての意見交換を通じた、地域課題や区民ニーズの把握。 ・収集した情報の所管局への提供や、所管局への予算要望による市政へ反映。 ・区の特長、区民の意向を踏まえた区自主事業や、区民との協働事業の検討。	・区における地域社会の課題を把握し、その解決を図るための方針及び方策について調査審議を行う。 ・審議結果を適切な時期に区長に提出する。
課題	・市政の参加機会としての区民協議会の取組や活動を市民に広く知っていただくため、広報誌やホームページ、ブログ、SNS等を活用し、より積極的に周知を図っていく必要がある。		区民会議と各区の市民活動団体登録制度「市民活動ネットワーク」に登録している団体との連携強化を図る必要がある。	区民対話会により得られた多様な地域課題や区民ニーズへの対応。	・委員の任期 ・区民会議の認知度向上と情報発信の推進 ・区民会議と関係団体との連携の推進 ・各区区民会議間の交流の推進 ・参与の関わり方
所管課	各区役所 市民部		区役所コミュニティ課	区役所地域振興課	区役所企画課

# 各政令指定都市における区民会議等の設置状況について

	横浜市		相模原市	新潟市	静岡市
区民会議設置区数	5区 / 全18区		1区 / 全18区	3区 / 全3区	8区 / 全8区
名称	区民会議、区民協議会など（区により異なる）		泉区地域協議会	〇区区民会議	区自治協議会
設置根拠	設置要綱、要領など（区により異なる）		泉区地域協議会運営要綱	附属機関の設置に関する条例（全市統一）	新潟市自治基本条例 新潟市区自治協議会条例（全市統一）
位置づけ（諮問の有無）	区により若干異なる（諮問なし）		懇談会（諮問なし）	附属機関（諮問あり）	附属機関（諮問あり）
会議の形態	区民自発型		行政主導型	行政主導型	行政主導型
設置年月日	区により異なる（一番早いところで昭和49年）		平成21年4月1日	平成22年4月1日	平成19年4月1日
議会議員の就任	可		不可（顧問として参加）	不可	不可
・可の場合、実際の就任の有無	あり		—	—	—
・就任有の場合の肩書	顧問		—	—	—
委員数	15人 ～ 90人程度（区により異なる）		24人以内	25人以内	30人以内（人口10万人を超える区は超える人口が1万人を増すごとに1人を加える）
委員構成	自治会・町内会、各団体（市民組織、地域活動団体）、公募		区内12地区で活動している地区経営委員会	市内22の地区に設置されたまちづくり会議（任意団体）の代表者、公益的団体の代表者、学識経験者、公募市民等	地域コミュニティ協議会、公共的団体等、学識経験者、公募等
委員の選任方法	自治会・町内会推薦、各団体（市民組織・地域活動団体）推薦、公募		地区経営委員会からの推薦	関係団体については、市長名で推薦を依頼している。公募市民については、公募委員選考委員会により選考する。いずれも市長が委嘱する。	委員10名以内で構成する推薦会議で、委員構成を検討し、推薦団体や公募委員等の選考を行い、区自治協議会で議決のうえ、市長へ推薦する。
任期	2年		規程なし	2年（補欠委員の任期は、前任者の残任期間）	2年
委員の再任の可否	可		規程なし	可	可
・再任の回数	特に制限なし		—	定めていない	原則1回まで（地域コミュニティ協議会選出委員は2回まで）
・通算在任期間の上限	特に制限なし		—	原則として、引き続き10年を超えないものとする	通算6年まで（新潟市附属機関等に関する指針による）
公募委員の有無	あり		なし	あり	あり
・選任方法	広報紙等による公募に応じた人（ただし、多過ぎる場合は抽選で決定）		—	論文（公募委員選考委員会により選定）	作文、活動歴、必要に応じて面接その他適当と認める方法
報酬の有無	なし		なし	あり	なし
・報酬額	—		—	12,600円 / 日額	—
・支給する範囲	—		—	—	—
費用弁償の有無	なし		あり	あり	あり
・費用弁償額	—		2,000円 / 1回	勤務1日につき、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出したその者の勤務1回の通勤に要する運賃の額に相当する額	3,000円 / 日額
・支給する範囲	—		構成員が泉区地域協議会の定例会、臨時会及び部会に出席したとき。	市外から市内に入った直近の鉄道駅又はバス停までとする。ただし、鉄道駅又はバス停が市外にあるときは、市外にある当該鉄道駅又はバス停までとする。	・区自治協議会の全体会議 ・推薦会議 ・部会 ・区自治協議会会長会議 ・区自治協議会連絡調整会議
役割・審議内容	区のまちづくり、防災、福祉、交通等		・区政運営や区の事務事業及び地域に関わる区の施策について構成員の意見を述べる。 ・地域の課題解決について情報交換を行い、各地区経営委員会の活動に反映する。	市長より諮問される事項 魅力や住みよさを高めること及び地域課題の解決 地域活動団体等の活動支援や活性化 その他区民会議の目的達成に必要な事項	① 区民の多様な意見を調整し、取りまとめ市民と市との協働の要となる。 ② 区の区域に係る条例規定事項について市長その他機関からの諮問に基づき、また、必要に応じて自ら、意見を述べる。 ③ 区の区域に係る条例規定事項について決定し、変更する場合に行う市長の必須意見聴取に対し意見を述べる。
課題	構成員の確保、会議運営の自立化		テーマ別組織等関係団体との連携 地域協議会の協議テーマの中には、既存のテーマ別組織に直接的に関係するものもあることから（例：防災であれば「地域防災拠点運営委員会連絡協議会」が既にある）、テーマ別組織や区連会等との十分な連携が必要になっている。	区民への情報提供の手段と内容 区民会議の活動のさらなる周知 女性委員が少ない（現比率26.7%、本市基準40%） 若い世代の委員参画の促進	区自治協議会の認知度の向上
所管課	区役所区政推進課		泉区区政推進課地域力推進担当	各区役所区政策課	各区役所地域課

# 各政令指定都市における区民会議等の設置状況について

	浜 松 市	名古屋市		京都市
区民会議設置区数	7区 / 全7区	2区 / 全16区		11区 / 全11区
名称	区協議会	千種区区民会議	名東区区民ミーティング	区民まちづくり会議(総称。区により名称が異なる)
設置根拠	浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例 (全市統一)	千種区区民会議規定(区により異なる)	定めていない	各区で定める設置要綱
位置づけ(諮問の有無)	附属機関(諮問あり)	連絡調整機関(諮問なし)		懇談会等(諮問なし)
会議の形態	行政主導型	行政主導型		行政主導型
設置年月日	平成19年4月1日	平成21年9月25日	平成22年12月	区により異なる
議会議員の就任	可	不可(ただし、来賓として会議に参加)	定めていない	可
・可の場合、実際の就任の有無	なし	—	—	なし
・就任有の場合の肩書	—	—	—	—
委員数	20人(中・東・南・浜北区協議会) 25人(西・北・天竜区協議会)	人数については制限なし 団体代表35名、一般公募20名程度	50人程度	区により異なる
委員構成	区内に住所を有する市民で、自治会など地域で活動している各種団体からの推薦者や学識経験者、公募者など	各種団体の代表者等、公募による一般参加者	学区推薦参加者(地域でまちづくり活動をされている方)、公募参加者、大学生、区内関係機関職員など	区によって異なるが、自治会組織、各種団体、学識経験者、企業関係者、大学生、NPO法人、市民公募委員など、様々な分野から幅広く区民に参画いただいているケースが多い。
委員の選任方法	① 3人以上7人以内の委員で構成する推薦会が推薦案を作成 ② 区協議会が推薦案を承認 ③ 区協議会が市長へ推薦	委員として任命しているわけではない		区長から依頼する
任期	2年	委員として任命しているわけではない		2年
委員の再任の可否	可	委員として任命しているわけではない		可(区により個人の委員に限っている場合あり)
・再任の回数	1回	—		通算して6年を超えない範囲で再任可
・通算在任期間の上限	4年	—		
公募委員の有無	あり	あり ※ただし、公募による参加者		あり(区により異なる)
・選任方法	小論文、面接	広報紙等により募集(定員20名程度で抽選)	広報紙等により募集	小論文等を含む応募書類に基づく書類選考が大半
報酬の有無	あり	なし		あり
・報酬額	5,000円/日額(会長は6,000円/日額)	—		10,000円
・支給する範囲	・区協議会の全体会議 ・推薦会 ・委員会 ・区協議会会長会議	—		学識経験者のみ
費用弁償の有無	なし	なし		なし
・費用弁償額	—	—		—
・支給する範囲	—	—		—
役割・審議内容	① 市長からの諮問に対する答申 ② 地域課題の解決に向けた建議・要望 ③ 地域の意見調整機能をもつ市民協働の要	千種区区政運営方針に関する区民要望、進捗状況等に関すること	名東区のビジョンや重点的に取り組むべき施策について、区民と共に考える機会を設け、区民ニーズを把握し、区政運営に反映する	区によって異なるが、概ね以下の取組を基本として開催している。 ① 区基本計画に係る各事業の事業決定、実績報告 ② 区基本計画全体の進捗管理・評価
課題	①の役割が主であったが、合併にかかる調整も進み、諮問の件数も減ってきている。今後は、地域課題及び解決策について協議するなど、自主的な活動が求められている。	・各種団体の代表者と公募による一般参加者で区政の理解度、協力度の温度差が大きい ・公募による一般参加者の人数の伸び悩みと固定化傾向	幅広い年齢層の参加や、より意見を出しやすい運営など、より効果的なワークショップの方法	幅広い年齢層の参加などさらなる区民参加の充実と、より議論・交流を活性化させる運営手法(ワークショップ等)の検討
所管課	区役所区振興課	名古屋市千種区役所企画経理室	名古屋市名東区役所企画経理室	各区役所地域力推進室

# 各政令指定都市における区民会議等の設置状況について

	大 阪 市	堺 市	神 戸 市	岡 山 市
区民会議設置区数	24区 / 全24区	7区 / 全7区	9区 / 全9区	設置していない
名称	区政会議	区民評議会	区民まちづくり会議	
設置根拠	区政会議の運営の基本となる事項に関する条例（全市統一） 区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則（全市統一） 〇〇区区政会議運営要綱（区により異なる）	堺市区民評議会条例	区民まちづくり会議設置要綱（全市統一） 運営については、各区で運営要領を策定	
位置づけ（諮問の有無）	行政運営上の会合（諮問なし）	附属機関（諮問あり）	まちづくりを地域から先導する場（諮問なし）	
会議の形態	行政主導型	行政主導型	区民自発型	
設置年月日	<旧根拠規則の施行（改正）>平成23年7月22日 <根拠条例、根拠規則、各区運営要綱の施行>平成25年6月1日	平成27年4月1日	平成6年10月1日	
議会議員の就任	市会議員については、条例第8条第1項において、「選出された選挙区の区の区政会議に出席し、区政会議における議論に資するために必要な助言をすることができる。」と規定しており、その他の議員については、同条第2項で「区長は、必要があると認めるときは、関係者の区政会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。」と規定している。	議会議員の就任については、条例上何ら規制しているものではないが、議会議員には市議会という場でご審議いただきたいと考えているので、委員として就任していただくことは想定していない。	定めていない	
・可の場合、実際の就任の有無			なし	
・就任有の場合の肩書			—	
委員数	（委員数） 区政会議の委員の定数に係る基準について、規則第3条第1項において、「10人以上50人以下の範囲内で区長が定める」と規定している。（定数は区により異なる）なお、同条第2項で、「公募等（公募その他の広く区民等のうちから委員を選定する方法をいう。以下同じ。）による委員（当該委員が任期満了後に引き続き選定された場合を含む。）の定数は、委員の定数の10分の1未満であってはならない。」と規定している。	15人以内	原則、50人以内（区により異なる）	
委員構成	（委員構成・委員の選任方法） 区政会議の委員については、条例第4条第1項において、「（1）区民等（2）学識経験を有する者その他区長が適当と認める者」のうちから区長が選定した者に委託すると規定している。なお、同条第3項で、「区長は、委員の選定に当たっては、公募を活用するなどその構成が区民等の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。」と規定している。	・区域内において公益的な活動に従事する者 ・学識経験者 ・公募に応じた者 など	自治会・婦人会・子ども会・老人クラブ・ふれあいのまちづくり協議会などの地縁系団体、ボランティア・NPO法人、大学関係者等	
委員の選任方法		区長の選任に基づき市長が委嘱	区長の推薦に基づき市長が委嘱	
任期	2年	2年	2年	
委員の再任の可否	可	可	可	
・再任の回数			上限なし	
・通算在任期間の上限	条例第4条第5項において、「連続して3回以上選定されることができない」と規定している。	原則として、3期または6年を限度とする	なし	
公募委員の有無	あり	あり	なし	
・選任方法	書類審査及び面接等（区により異なる）	一次選考 論文 二次選考 プレゼンテーション・面接	—	
報酬の有無	【報酬、費用弁償ともに同じ】 （報酬、費用弁償の有無）	あり	なし	
・報酬額	区政会議においては、住民自治の観点から、自らの課題を解決するための主体的な委員の参加を前提とするものであるため、報償金その他の業務の対価を支給しないことが望ましいと考えられるが、専門的知識等の提供を期待して委員をお願いする学識経験者等については、その対価として報償金等を支払うことも考えられることから、「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」において、「委員には、報償金その他の業務の対価を支払わないこととすることができる」と規定しており、24区中2区の運営要綱において、学識経験者等の委員への報償金等の支払いについて規定している。	10,200円	—	
・支給する範囲		全体会及び部会	—	
費用弁償の有無		あり（ただし、市長が必要があると認めるとき）	なし	
・費用弁償額	（報酬、費用弁償額） 「懇談会等行政運営上の会合等の委員その他の構成員に係る報償金の基準に関する要綱」に基づき支給	3,200円（日当として）	—	
・支給する範囲	（支給する範囲） 学識経験を有する者その他区長が適当と認める者から選定する委員にのみ支給	市長が必要と認める範囲	—	
役割・審議内容	・条例第2条第1項において、区政会議について以下のとおり規定されている。 第2条第1項 この条例において「区政会議」とは、各区において、区長、区シティ・マネージャー及び教育委員会事務局区担当理事（以下単に「区長」という。）の所管に属する施策及び事業（以下「基礎自治に関する施策等」という。）について、立案段階から意見を把握し適宜これを反映させるとともに、その実績及び成果の評価に係る意見を聴くことを目的として、区長が区民等その他の者を招集して開催する会議をいう。 ・条例第5条において、委員の意見を求める事項が以下のとおり規定されている。 第5条 区長は、次に掲げる事項については、区政会議において委員の意見を求めるものとする。	(1) 区における施策、事業等に係る総合的な計画の策定及び改定に関する事項 (2) 区民の生活に密接な関係のある課題を解決するための施策、事業等の方向性及び方針に関する事項 (3) 区域内における地域振興に係る補助金の交付の対象となる事業の選定に関する事項	話し合いに基づき、必要に応じ次の活動を行う ① 実践活動の企画・検討、実施、支援、提案等に関すること。 ② 活動等のテーマに関し、広く区民の声を聴く懇談会等の開催に関すること。 ③ その他、協働と参画の理念を活かしたまちづくりの提言・提案及び目的を達成するために必要な活動に関すること。	
課題	・議論の活発化による住民自治の拡充を目的とした会議運営上の工夫 ・大阪市男女共同参画基本計画に基づく、委員の女性比率の向上（数値目標40%）	答申や提言をいかに施策・事業に反映させ、実効性を上げるかが課題。	議論の活性化や幅広い意見を反映させるため、委員の高齢化や構成団体を多様化することなどが課題になっている。	
所管課	条例及び規則の所管・・・市民局区政支援室政策支援担当 区政会議の所管・・・各区役所総務担当課	各区役所企画総務課	区役所まちづくり（推進）課	

# 各政令指定都市における区民会議等の設置状況について

	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
区民会議設置区数	1区 / 全8区	設置していない	設置していない	5区 / 全5区
名称	佐伯区まちづくり百人委員会			〇区まちづくり懇話会
設置根拠	定めていない			熊本市〇区まちづくり懇話会設置要綱 (区により異なる)
位置づけ(諮問の有無)	連絡調整機関 (諮問なし)			懇談会 (諮問なし)
会議の形態	委員会主導型			行政主導型
設置年月日	平成24年4月18日			平成25年4月1日
議会議員の就任	定めていない			不可
・可の場合、実際の就任の有無	—			—
・就任有の場合の肩書	—			—
委員数	45人(平成27年6月1日現在)			20人以内
委員構成	各種団体の代表者等、公募による一般参加者			校区連絡会議からの推薦者、公募、区長が必要と認める者
委員の選任方法	委員として任命しているわけではない			区長が選任
任期	委員として任命しているわけではない			2年
委員の再任の可否	委員として任命しているわけではない			可
・再任の回数	—			1回
・通算在任期間の上限	—			なし
公募委員の有無	あり ※ただし、公募による参加者			あり
・選任方法				小論文(作文)と面接 ※東区は作文のみ
報酬の有無	なし			あり
・報酬額	—			3,000円 / 日額
・支給する範囲	—			会議出席の場合
費用弁償の有無	なし			なし
・費用弁償額	—			—
・支給する範囲	—			—
役割・審議内容	佐伯区が設定したまちづくりのテーマ毎に区全体を視野に入れた活動を計画するとともに、この計画に基づき自らが活動し、区のあるべき姿を実現するための施策の方向性を提示するに当たって、新たな住民ニーズを把握する場とする。			各区のまちづくりビジョンに基づく、区の特性を生かしたまちづくり(ソフト的な活動)に関する事項について協議し、区長に報告する
課題	委員会は5つのテーマに沿ってそれぞれが部会を持って活動しており、部会相互の情報交換方法などについての検討が必要			・開催回数や開催時期の設定 ⇒まちづくり懇話会においては、次年度のまちづくりに関する取り組みについて、協議するものとしているが、4、6、8、10、2月の開催では十分な協議が難しい。 ・委員の構成 ⇒高齢化、女性委員が少ない など ・意見の偏り ⇒各分野の代表者が構成員になっていることが多い
所管課	広島市佐伯区役所地域起し推進課			各区役所総務企画課